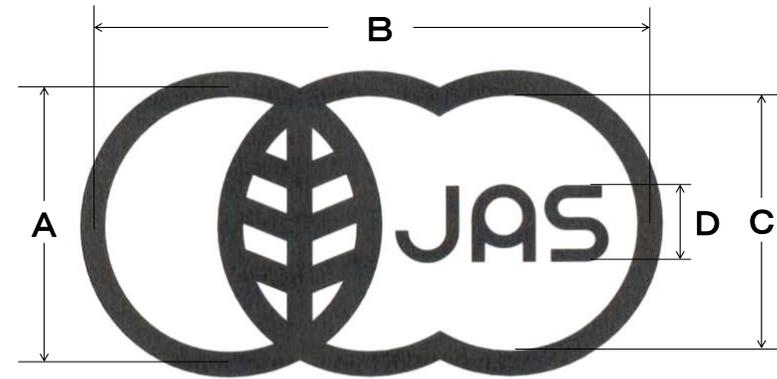


改 正 後	改 正 前										
<p><b>1 適用範囲</b> この格付の表示の様式及び表示の方法は、取扱業者、生産行程管理者、流通行程管理者、外国取扱業者、外国生産行程管理者及び外国流通行程管理者が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項から第3項まで及び第30条第1項から第3項までの規定に基づき行う<b>表1</b>の左欄に掲げる飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。</p> <p><b>2 格付の表示の様式</b> 格付の表示の様式については、<b>表1</b>の左欄に掲げる飲食料品及び油脂ごとに、同表の右欄のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表1－飲食料品及び油脂ごとの格付の表示の様式</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	(略)	(略)	(削る)	(削る)	<p><b>1 適用範囲</b> この格付の表示の様式及び表示の方法は、取扱業者、生産行程管理者、流通行程管理者、外国取扱業者、外国生産行程管理者及び外国流通行程管理者が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項から第3項まで及び第30条第1項から第3項までの規定に基づき行う<b>表1</b>の左欄に掲げる飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。</p> <p><b>2 格付の表示の様式</b> 格付の表示の様式については、<b>表1</b>の左欄に掲げる飲食料品及び油脂ごとに、同表の右欄のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表1－飲食料品及び油脂ごとの格付の表示の様式</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td><b><u>D.1</u></b> 有機農産物</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;"><b>附属書D</b></td> </tr> <tr> <td><b><u>D.2</u></b> 有機加工食品</td> </tr> <tr> <td><b><u>D.3</u></b> 有機畜産物</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">附属書D (規定) 格付の表示の様式D</p> <p>格付の表示の様式については<b><u>図D.1</u></b>とする。</p>	(略)	(略)	<b><u>D.1</u></b> 有機農産物	<b>附属書D</b>	<b><u>D.2</u></b> 有機加工食品	<b><u>D.3</u></b> 有機畜産物
(略)	(略)										
(削る)	(削る)										
(略)	(略)										
<b><u>D.1</u></b> 有機農産物	<b>附属書D</b>										
<b><u>D.2</u></b> 有機加工食品											
<b><u>D.3</u></b> 有機畜産物											



認 証 機 関 名  
認 証 番 号

図D.1－格付の表示の様式D

- a) Aは5 mm以上としなければならない。
- b) BはAの2倍とし、DはCの3/10としなければならない。
- c) 認証機関名の文字の高さは、Dと同じとしなければならない。
- d) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- e) 認証番号は、関係法令の規定により飲食料品又は油脂の包装、容器又は送り状に表示される事項により、有機農産物、有機加工食品又は有機畜産物の生産行程管理者、小分け業者、外国生産行程管理者、外国小分け業者又は輸入業者を特定することができる場合には、記載しないことができる。